

寄せられた意見とそれに対する新政クラブの考え方[意見者数 3人 意見件数 22件]

分類	意見の内容	新政クラブの考え方
1 条例全体	市内商業者の置かれている状態をどのように捉えているか。	市内商工業者の置かれている状況は、大変厳しい状況であると認識しています。
2 条例全体	条例案作成にあたり、商業者、商工会議所、事業者などと、どの程度会合をもちましたか。多くの意見をくみ上げての条例案ですか。	市内の商店会や大型小売店舗、商工会議所等へ条例案をお持ちしながらご意見を伺いました。また、商工会議所の常議員会でも説明し、意見をいただきました。
3 条例全体	条例案における議会の役割の記述がないのはなぜか。議会の責務とはなにか。	議会は自治体の立法機関として条例制定といったルールによって市の商業政策を推進し、同時に行政がそのルールに基づいて適正に執行していくかをチェックしていくことが責務であると認識しています。
4 条例全体	大型店の参入、商店街の衰退により、現実に商店会活動をするにも役を担う人材がないのではないか。	そのような状況を踏まえて、商店街が活性化するために本条例の制定を検討しております。
5 条例全体	商業者の高齢化に伴う閉店が続き、働く場所がなくなる。日々の生活維持が切実ではないか。	この条例制定をもって、今後の商業振興への第一歩としてまいります。
6 条例全体	大和市にはこれといった商業政策がないと考えるが、大和市、市議会にはこれら商業政策の立案に早急に取り組むべきではないか。	このように商業振興条例を議会から提案することも、その第一歩であると考えています。
7 条例全体	条例制定の前に商業政策を真剣に議論すべきと思う。その中で大和市議会の力を発揮していただきたい。	今後とも議会の中で商業政策を議論してまいります。本条例の制定もそのための重要な手段であると考えています。
8 条例全体	市としての中長期的な商業振興の方向性がなければ、市や地域経済団体等の支援が場当たりのになり、方向性を見失うのではないか。	条例案は、市長が「基本計画」を策定することを規定しています。そのことにより市としての中長期的な方向性が示されるものと期待しています。

寄せられた意見とそれに対する新政クラブの考え方[意見者数 3人 意見件数 22件]

9	条例全体	商店会活性化には、商店会への加入促進による会員増強が不可欠だが、それを市が支援する条項が設けられないか。	条例案では、商業者に地域経済団体や商店会への積極的加入を努力義務としています。
10	条例全体	商業者・事業者に地域経済団体等へ積極的な加入を義務付けることは商業環境が整った下で営業するものの義務であり、応分負担は当然と思われる。	憲法では、営業の自由を保障しています。憲法との関係を考えて加入については努力義務としました。
11	条例全体	商業者の定義が狭義の小売業を指すのか、広義の飲食・サービス業を含めるのか、により具体的な対象をもっと明確化しないとその範囲がわからない。広義の商業者を対象としなければ目的を果たせないのではないか。	ご意見をいただいた商業者、事業者の定義については再検討します。
12	第4条	消費者という自由な立場にいる市民に役割を求めても無理ではないのか。商業振興の担い手である行政や地域経済団体の義務の明確化で十分ではないか	ご意見をいただいた市民の役割については再検討する予定ですが、まちづくりの主体である市民の協力なくしては商業振興という目的は達成できないものと考えています。
13	第4条	市民の役割を明記しても、消費行動は自由であり、魅力的な商品・サービスを提供する商業者や事業者があれば、おのずと消費先として選択するのではないか(この条項は削除してもよいのではないか)。	ご意見をいただいた市民の役割については再検討します。
14	第5条	「支援を行なう」ことにより、振興を図り、活性化に努めるとしており、支援を明確にさせていただくことは有り難いことであるが、支援を行うことにより、施策の推進主体が何処にあるのか明確にする必要があるのではないか。	条例案では、商業施策の推進体制の主体は大和市と定めています。
15	第6条	「基本的な計画」が漠然としており、『大和市商業振興プランを策定するものとする』など…具体的に明記してはどうか。	「基本的な計画」が具現化するように、本条例の制定後も継続して検討し、提案してまいります。
16	第7条	地域経済団体(商工会議所等)は市と協働し商業振興すべきことが当然であり、「地域経済団体の責務」ではなく、「地域経済団体等の義務」に、「市と協力して商業振興のための施策の実施に努める」を「市と協働して商業振興の施策を実施する義務がある」としてはどうか。	独立した団体である地域経済団体に義務を課することができるかどうかについては検討させていただきます。
17	第8条	任意加入である商店会に責務を与え運営に制限をするのは疑問だがいかがか。	同条中の「責務」は「役割」としたいと考えています。

寄せられた意見とそれに対する新政クラブの考え方[意見者数 3人 意見件数 22件]

18	第8条	汚れた街では犯罪が発生しやすいことから、「地域社会の貢献」の中に「地域の美化」を加えられないか。	ご意見をいただいた「地域の美化」を加えることについては検討します。
19	第8条3	市及び地域経済団体が行なう商業振興政策に協力しない商店会は条例違反であると解されるがどうか。	この条例は、違反を取り締まることが目的ではなく協力体制を推進するためのものと考えます。
20	第8条3	商店会の現状としては各店主とも余裕がなく、商店会活動を実際に行っているのはほとんど数人である。そのような状態の中、協力要請があったとしても協力できる体制ではない。	検討すべき重要な課題であると認識しています。条例ではあくまでも努力規定なので、それぞれのご事情にあった協力をいただければと期待しています。
21	第9条3	商店会未加入の大型店、加入要請をするも応じてもらえない現状がある。加入促進できる効果を期待できないか。	この条例案でも商店会への加入は「努力義務」ですが、現在はそれすらありません。条例で「努力義務」とする意味は大きく、この規定を根拠に各商店会等が動きやすくなることを期待しています。
22	第11条	大規模小売店舗に地域貢献事業の計画書提出を求めているが、地域商店会・商工会未加入の事業者に対してどうするのか	加入、未加入の区別なく地域貢献事業の計画書提出を求めていきたいと考えています。